

議案第103号

専決処分の承認を求めることについて

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年11月29日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立老人福祉センター宝荘の敷地内において、利用者が自家用車の運転を誤り、受水槽を破損させた事故に関し、和解することについて、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

記

- 1 相手方 住所 (略)
氏名 (略)

2 事故の概要

相手方は、令和元年9月29日午前11時30分ごろ、老人福祉センター宝荘駐車場で自家用車の運転を誤り、受水槽に衝突し、破損させた。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、修繕費用等として、308万円を支払う。
(2) 市と相手方は、本件事故に関し、上記損害賠償金額以外には何ら債権債務がないことを確認する。

令和元年11月12日

狭山市長 小谷野 剛